昭和二十九年法律第百五十四号 輸出水産業の振興に関する法律

第一条 この法律は、輸出水産業の振興を期する もつて国民経済の発展に寄与することを目的と 改善並びに輸出水産業者の経営の安定を図り、 ために、輸出水産物の加工度の向上及び品質の

(定義)

第二条 この法律において「輸出水産物」とは別 る事業を除く。)を営む者をいう。 委託を受けて輸出水産物を冷凍し、 凍又は冷凍品の冷蔵については、他人に委託し せられる政令で指定するその他の水産製品をい 表に掲げる水産製品及び主として輸出の用に供、「輸出水産業者」とは輸出水産業(他人のてする場合を含む。以下同じ。)する事業をい (事業場の登録) 「輸出水産業」とは輸出水産物を製造(冷 又は冷蔵す 2

第三条 輸出水産業者又は製造受託者(他人の委 者が輸出水産物の製造の用に供する事業場につ 府県知事の登録を受けなければならない。ただ 産省令で定める輸出水産物の種類ごとに、その 事業を営む者をいう。以下同じ。)は、農林水 託を受けて輸出水産物を冷凍し、又は冷蔵する 当該漁船の主たる根拠地)を管轄する都道 当該事業場の所在地(漁船の場合にあつて 農林水産省令で定める場合は、この限りで 2

係る輸出水産物について輸出水産業者又は製造産物の指定があつた日において現に当該指定に 省令で定める日とする。 受託者である者にあつては、その都度農林水産 は、その開始する日の前日とし、前条の輸出水 についての輸出水産業を開始する者にあつて 前項の登録を受けるべき期限は、当該事業場

ければ、輸出水産物を製造してはならない。但 たときは、その受けた日)までの間は、この限林水産省令で定める日(同日までに登録を受け までに登録を受けるべき者については、その農 業場(同項但書のものを除く。)においてでな し、前項の規定により農林水産省令で定める日 何人も、第一項の規定による登録を受けた事

(登録の申請)

第三条の二 前条第一項の登録を受けようとする 府県知事に提出しなければならない 者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道

> 事業場の名称及び所在地(漁船の場合にあ 申請者の氏名又は名称及び住所

Ξ つては、当該漁船の名称及び主たる根拠地) 製造しようとする輸出水産物の名称

几 農林水産省令で定める製造施設の構造及び

五 農林水産省令で定める技術者の数及び担当

その他農林水産省令で定める事項

類を添付しなければならない。 (登録の基準) 前項の申請書には、農林水産省令で定める書

第三条の三 都道府県知事は、第三条第一項の登 録の申請があつたときは、次の各号の一に該当 する場合を除き、登録をしなければならない。 林水産省令で定める製造施設が農林水産省令 で定める基準に適合しないとき。 申請に係る事業場の前条第一項第四号の農

二 申請に係る事業場における前条第一項第五 とき。 数が農林水産省令で定める基準に適合しない 号の農林水産省令で定める技術者の資格及び

三 他人に委託して輸出水産物を冷凍し、又は 程度まで権原に基づいて利用することができ ないと認められるとき。 る事業場を自己の業務の正常な運営に必要な 冷蔵する事業を営む者については、申請に係

うにしなければならない。 水産物の品質の改善及び声価の向上に資するよ 林水産省令を制定し、又は改正するには、輸出 (登録を受けた者の届出等) 農林水産大臣は、前項第一号及び第二号の農

登録申請書の記載事項に変更を生じたときは、第三条の四 第三条第一項の登録を受けた者は、 年月日を都道府県知事に届け出なければならな るところにより、変更があつた事項及び変更の その日から二週間以内に、農林水産省令で定め

2 ら二週間以内に、農林水産省令で定めるところ ばならない。 により、その旨を都道府県知事に届け出なけれ 録を受けた者の地位を承継した者は、その日か 相続又は法人の合併により第三条第一項の登

3 ときは、その廃止の日から二週間以内に、その に係る事業場についての輸出水産業を廃止した 旨を都道府県知事に届け出なければならない。 第三条第一項の登録を受けた者は、当該登録

> 4 第三条第一項の登録を受けた法人が解散した 2 内に、その旨を都道府県知事に届け出なければ ときは、その清算人は、解散の日から二週間以

(登録の取消)

第四条 都道府県知事は、第三条第一項の登録を 録を取り消し、又は期間を定めてその事業の停 受けた者が次の各号の一に該当するときは、登 止を命ずることができる。

次項の規定による命令に違反したとき。 この法律の規定に違反したとき。

事業場が第三条の三第一項第一号から第三号ま

都道府県知事は、第三条第一項の登録に係る は、当該登録を受けた者に対し、期間を定め でのいずれかに該当するに至つたと認めるとき て、必要な措置を採るべきことを命ずることが 不正の手段により登録を受けたとき。 2

2 できる。

第五条 削除

向上又は品質の改善のため必要があると認める 第六条 都道府県知事は、輸出水産物の加工度の し、その登録に係る事業場の改善につき勧告す ときは、第三条第一項の登録を受けた者に対 ることができる。 (事業場の改善)

第七条 輸出水産業者は、輸出水産業の健全な発 輸出水産業組合(以下「組合」という。)を組め、左の各号に掲げる要件を備えた全国一円の 達を図り、輸出水産物の輸出の振興に資するた

できること。 組合員が任意に加入し又は脱退することが

応じて配当するときは、その限度が定められ の利用分量に応じてするものとし、出資額に組合の剰余金の配当は、主として組合事業 かかわらず平等であること。

を有する者の二分の一以上であること。 組合員の数が定款で定める組合員たる資格

あるものとする。 組合の住所は、その主たる事務所の所在地に

(組合の名称)

|第九条 組合の名称中には、「輸出水産業組合」 という文字を用いなければならな

組合でない者は、その名称中に、「輸出水産

称等の使用の禁止)の規定を準用する。 (事業利用分量配当の課税の特例)

した剰余金の額に相当する金額は、法人税法 (出資) の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。 により、当該組合の同法に規定する各事業年度 (昭和四十年法律第三十四号) の定めるところ

第十一条 組合員は、 出資一口以上を有しなけ

V: 一組合員の出資口数は、出資総口数の百分の

5 て組合に対抗することができない。 組合員は、出資の払込について、相殺をもつ 組合員の責任は、その出資額を限度とする。

第十二条組合員は、各々一個の議決権及び役員 (議決権及び選挙権)

(輸出水産業組合)

織することができる。 営利を目的としないこと。

組合員の議決権及び選挙権は、 出資口数に

ば、代理人となることができない。

ていること。

(人格及び住所)

第八条 組合は、法人とする。

2

業組合」という文字を用いてはならない。

3 法律第八十六号)第八条(会社と誤認させる名 組合の名称については、会社法(平成十七年

第十条 組合が組合事業の利用分量に応じて配当

ばならない。 出資一口の金額は、 均一でなければならな

3 二十五をこえてはならない。

親族若しくは使用人又は他の組合員でなけ 行うことができる。この場合は、その組合員 書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を 定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、 協同組合法」という。)第四十九条第一項の規 十条において準用する中小企業等協同組合法 又は総代の選挙権を有する。 (昭和二十四年法律第百八十一号。以下「準 組合員は、定款の定めるところにより、第二 甪

3 者は、出席者とみなす。 をいう。以下同じ。)により行うことができる。 織を使用する方法その他の情報通信の技術を利代えて、議決権を電磁的方法(電子情報処理組 用する方法であつて農林水産省令で定めるもの の規定による書面をもつてする議決権の行使に 前二項の規定により議決権又は選挙権を行う 組合員は、定款の定めるところにより、前項

ができない。 代理人は、五人以上の組合員を代理すること

的方法により議決権を行うことが定款で定め れているときは、当該書面の提出に代えて、 しなければならない。この場合において、 代理人は、代理権を証する書面を組合に提出 代

理権を当該電磁的方法により証明することがで

第十三条 ろうとする四人以上の者が発起人となることを 組合を設立するには、その組合員にな

号に適合していると認めるときは、認可をしな 場合において、設立しようとする組合が左の各 ければならない。 して、設立の認可を受けなければならない。 要な事項を記載した書類を農林水産大臣に提出 並びに事業計画、役員の氏名及び住所その他必 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款 農林水産大臣は、前項の認可の申請があつた

設立手続並びに定款及び事業計画の内容が 第七条各号の要件を備えていること。

(定款) 上必要であること 三 その設立が当該輸出水産業の安定及び振興

法令に違反しないこと。

第十四条 組合の定款には、少なくとも次の各号 に掲げる事項を記載し、又は記録しなければな

名称 事業

事務所の所在地

組合員たる資格に関する規定

出資一口の金額及びその払込の方法組合員の加入及び脱退に関する規定

経費の分担に関する規定

準備金の額及びその積立の方法 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定

組合員の権利義務に関する規定

役員の定数及び選挙又は選任に関する

事業年度

のを除く。)をする方法をいう。) よりしなければならないものとされているも 他の法律の規定により官報に掲載する方法に 公告の方法(組合が公告(この法律又は

及びその価格並びにこれに対して与える出資口 財産がある場合にはその財産、その価格及び譲 数を、組合の成立後に譲り受けることを約した はその者の氏名又は名称、出資の目的たる財産 間又は事由を、現物出資をする者を定めたとき 存続期間又は解散の事由を定めたときはその期 組合の定款には、前項の事項のほか、組合の 5 6

渡人の氏名又は名称を記載し、 ればならない 又は記録しなけ

(定款の変更)

第十五条 定款の変更は、農林水産大臣の認可を 受けなければ、その効力を生じない。

第十六条 農林水産大臣は、組合が左の各号の一 命ずることができる。 に該当すると認めるときは、その組合の解散を

き 第七条各号に適合するものでなくなつたと

二 定款で定める事業以外の事業を行つたと

(事業)

第十七条 組合は、左の各号に掲げる事業の全部 又は一部を行うことができる。

引を含む。)及び組合員のためにするその借 組合員に対する事業資金の貸付(手形の割

検査並びに原材料の供給その他組合員の共通 の利益を増進するための施設 輸出水産物の販売、購買、保管、 運送及び

ための教育及び情報の提供に関する施設 向上又は組合事業に関する知識の普及を図る 組合員の事業に関する経営及び技術の改善 組合員の経済的地位の改善のためにする団

2 り、 年度における組合員の利用分量の総額の百分の 二十をこえてはならない。 以外の者の事業の利用分量の総額は、その事業 とができる。但し、一事業年度における組合員 五. 組合は、組合員の利用に支障がない場合に限 査研究その他前各号の事業に附帯する事業 組合員以外の者にその事業を利用させるこ 前各号に掲げる事業を行うために必要な調

3 員の負担する債務を保証し、又はその金融機関・組合は、定款で定める金融機関に対して組合 きる。 の委任を受けてその債権を取り立てることがで

4 第一項第四号の団体協約は、あらかじめ総会 を明記した書面をもつてすることによつて、そ の承認を得て、同項同号の団体協約であること の効力を生ずる。

第一項第四号の団体協約は、 直接に組合員に

対してその効力を生ずる。 四号の団体協約に定める規準に違反するものに 組合員の締結する契約でその内容が第一項第

> ついては、その規準に違反する契約の部分は、 その規準によつて、契約したものとみなす。 (主原料の購入事業の認可)

第十八条 組合は、前条第一項第二号に掲げる事 項を変更しようとするときも、同様とする。 当該事業の計画その他必要な事項を記載した書 うには、農林水産省令で定めるところにより、 ばならない。当該書類の記載事項のうち重要事 類を提出して農林水産大臣の認可を受けなけれ 業のうち、輸出水産物の主原料の購入事業を行

|第十九条 組合は、定款で定めるところにより、 組合員に対し、過怠金を課することができる。 (準用) (過怠金)

第二十条 中小企業等協同組合法第九条の三から 四第二項及び第三十六条の三第六項を除く。)、 条の三まで(第三十五条第五項、第三十五条の 二号、第八十七条第二号、第九十条第四号、第 散及び清算)、第八十三条から第百三条まで 除く。)(管理)、第六十二条から第六十五条ま 九条から第六十一条まで(第五十九条第三項を 四号及び第五号を除く。)、第五十六条から第五 第四号、第二項及び第三項並びに第五十三条第 第二項及び第四十条第十三項を除く。)、第四十 第三十六条の五から第四十条まで(第三十七条 四項から第八項まで、第三十四条から第三十六 第三十条、第三十二条 (設立)、第三十三条第 二十八条、第二十九条第一項から第三項まで、 第五号を除く。)(組合員等)、第二十七条、第 第十条の二、第十二条から第二十三条まで(第 第九条の六まで、第九条の七 (事業協同組合)、 (第八十四条第三項及び第四項、第八十六条第 六十七条、第六十八条第一項、第六十九条(解 で (第六十二条第三項及び第四項を除く。)、第 六、第五十八条第一項から第四項まで、第五十 十七条まで、第五十七条の五、第五十七条の 十四条から第五十五条まで(第五十一条第一項 十二条第二項並びに第十九条第一項第四号及び 条第一項から第三項まで、第四十二条、第四 3

第二十八条中「前条第一項」とあるのは

ものとするほか、必要な技術的読替えは、 記簿」とあるのは「組合登記簿」と読み替える 項第五号及び第九十六条第五項中「第百六条第 とあるのは「輸出水産業の振興に関する法律第 る法律第十四条」と、同法第三十五条第四項中 項まで」とあるのは「輸出水産業の振興に関す と、同法第三十三条第八項中「第一項から第三 で定める。 簿、企業組合登記簿及び中小企業団体中央会登 同組合登記簿、中小企業等協同組合連合会登記 同組合登記簿、事業協同小組合登記簿、信用協 発生日」と、同法第九十七条第二項中「事業協 受けた日のいずれか遅い日」とあるのは「効力 法律第十六条」と、同法第六十五条第一項中 は「輸出水産業の振興に関する法律第十二条第 五十五条第六項中「第十一条第二項」とあるの おいて同じ。)」とあるのは「理事」と、同法第 水産業の振興に関する法律第十三条第二項」 十七条第一項第三号」と、同法第六十二条第一 「効力発生日又は次条第一項の行政庁の認可を 二項」とあるのは「輸出水産業の振興に関する 一第一項第四号又は第九条の九第一項第六号」 理事(企業組合の理事を除く。以下この項に 一項」と、同法第五十八条第四項中「第九条の

(報告及び検査)

2 第二十一条 農林水産大臣は組合に対し、都道府 つたときは、これを提示しなければならない。 の身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があ は製造施設の検査を行わせることができる。 務所に立ち入り、業務の状況、帳簿書類若しく 又はその職員をしてその事業所若しくはその事 要があると認めるときは、必要な報告をさせ、 対し、この法律の規定の実施を確保するため必 県知事は輸出水産業者、製造受託者又は組合に 前項の規定により立入検査をする職員は、そ 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪

(罰則)

捜査のために認められたものと解してはならな

九十二条第二号並びに第九十八条第二項第二号

第二十二条 組合の役員がいかなる名義をもつて 機取引のために組合の財産を処分したときは、 貸付けをし、若しくは手形の割引をし、又は投 するを問わず、組合の事業の範囲外において、 三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処す

この場合において、これらの規定中「主務省

項(雑則)の規定は、組合について準用する。 五条の二第一項及び第三項並びに第百六条第一 を除く。)(登記)、第百四条、第百五条、第百

令」とあるのは「農林水産省令」と、同法第二

水産業の振興に関する法律第十二条」と、同法 十七条第八項中「第十一条」とあるのは「輸出

3 2 及び罰金を併科することができる。 前項の罪を犯した者には、情状により拘禁刑

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する者 十五号)に正条がある場合には、適用しない。 第一項の規定は、刑法(明治四十年法律第四 三十万円以下の罰金に処する。

虚偽の届出をした者

第三条の四の規定による届出をせず、

又は

第三条第三項の規定に違反した者

忌避した者 項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは の規定若しくは準用協同組合法第百五条第二 せず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれら の法律第二十一条第一項の規定による報告を 準用する倉庫業法(昭和三十一年法律第百) 十一号)第二十七条第一項の規定若しくはこ 準用協同組合法第九条の三第四項において

記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録法務省令で定めるものを記載せず、若しくは 調査記録簿等をいう。以下この号において同に違反して、調査記録簿等(同項に規定する 等を保存しなかつた者 をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿 じ。) に同項に規定する電子公告調査に関し 準用する会社法第九百五十五条第一項の規定 準用協同組合法第三十三条第七項にお いて

か、その法人又は人に対しても、前項の刑を科 の違反行為をしたときは、行為者を罰するほ 条の四第一項又は第二項に係る部分に限る。) 務に関し、前項(同項第二号にあつては、第三 使用人その他の従業者が、その法人又は人の業 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、

第二十四条 次に掲げる場合には、組合の理事 三十万円以下の罰金に処する。

第十八条の規定による認可を受けないで購

入事業を行つたとき。

二 準用協同組合法第百六条第一項の規定によ る命令に違反したとき。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者 に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告を準用する会社法第九百四十六条第三項の規定 百万円以下の過料に処する。 準用協同組合法第三十三条第七項において

一 正当な理由がないのに、準用協同組合法第 三十三条第七項において準用する会社法第九

録をしたとき。

二項各号に掲げる請求を拒んだ者 百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第

第二十六条 次に掲げる場合には、組合の発起 人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に

二 準用協同組合法の規定による登記をするこ ができる事業以外の事業を行つたとき。 とを怠つたとき。 この法律の規定に基づいて組合が行うこと

面の交付を拒んだとき。 提供すること若しくはその事項を記載した書 的記録に記録された事項を電磁的方法により 事項を記載せず、若しくは記録せず、若しく しくは書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁 法により表示したものの閲覧若しくは謄写若 に記録された事項を農林水産省令で定める方 理由がないのにその書類若しくは電磁的記録 は虚偽の記載若しくは記録をし、又は正当な は電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき は電磁的記録を備え置かず、その書類若しく 項を除く。)の規定に違反して、書類若しく 合法第四十条(第一項、第十一項及び第十三 六十九条において準用する中小企業等協同組 から第八項までの規定又は準用協同組合法第 項若しくは第二項若しくは第六十四条第六項 第八項から第十項まで、第六十三条の六第一 十六条、第六十三条の四第一項若しくは第二 二、第四十条第一項から第十二項まで、第五 準用協同組合法第十条の二、第三十四条の 第六十三条の五第一項、第二項若しくは

四 準用協同組合法第十四条の規定に違反した

六 準用協同組合法第二十七条第七項、第三十 Ŧī. 条第五項若しくは第六項又は第四十五条第五 の七第一項の規定又は準用協同組合法第六十 項の規定、準用協同組合法第六十九条におい 項若しくは第六項の規定に違反したとき。 は記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記 若しくは記録すべき事項を記載せず、若しく これらの書類若しくは電磁的記録に記載し、 産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又は 第一項の規定に違反して、議事録若しくは財 九条において準用する会社法第四百九十二条 て準用する中小企業等協同組合法第三十六条 六条の七第一項若しくは第五十三条の四第一 準用協同組合法第十九条第二項、第四十⁻

七 準用する会社法第九百四十一条の規定に違反 して同条の調査を求めなかつたとき。 準用協同組合法第三十五条第六項の規定に 準用協同組合法第三十三条第七項において

監事に選任しなかつたとき。 違反して、同項に規定する者に該当する者を

違反したとき。 準用協同組合法第三十五条第七項の規定に

二条第二項の規定に違反したとき。 準用協同組合法第三十五条の二又は第六十

とき その請求に係る議案を総会に提出しなかつた おいて準用する会社法第三百四十三条第二項 の請求に係る事項を総会の目的とせず、又は の規定による請求があつた場合において、 準用協同組合法第三十六条の三第三項に そ

査を妨げたとき。 しくは第四百九十二条第一項の規定による調 法第三百八十一条第二項、第三百八十四条若 協同組合法第六十九条において準用する会社 会社法第三百八十九条第五項の規定又は準用 合法第三十六条の三第五項において準用する 若しくは第三百八十四条の規定、準用協同組 おいて準用する会社法第三百八十一条第二項

十三 準用協同組合法第三十六条の三第五項に の規定、準用協同組合法第三十六条の七第五おいて準用する会社法第三百八十九条第四項 り表示したものの閲覧又は謄写を拒んだと された事項を農林水産省令で定める方法によ 条において準用する中小企業等協同組合法第 な理由がないのに書面又は電磁的記録に記録 三十六条の七第五項の規定に違反して、正当 四第四項の規定又は準用協同組合法第六十九 項、第四十一条第三項若しくは第五十三条の

土五 する中小企業等協同組合法第三十七条第一項又は準用協同組合法第六十九条において準用 の規定に違反したとき。 準用協同組合法第三十七条第一項の規定

開示をすることを怠つたとき。 等協同組合法第三十八条第一項の規定による 組合法第六十九条において準用する中小企業 は第三十八条の二第六項の規定又は準用協同 準用協同組合法第三十八条第一項若しく

又は準用協同組合法第六十九条において準用 準用協同組合法第三十八条第三項の規定 2

> 虚偽の報告をしたとき。 する中小企業等協同組合法第三十八条第三項 規定に違反して、理事会に報告せず、 又は

十七 準用協同組合法第四十六条の規定に違反 したとき

は第五十六条の二第五項の規定に違反して出十八 準用協同組合法第五十六条第一項若しく 項若しくは第六十三条の六第五項において準 第五項の規定に違反して組合の合併をしたと 用する中小企業等協同組合法第五十六条の二 第六十三条の四第五項、第六十三条の五第七 資一口の金額を減少し、 又は準用協同組合法

十九 用協同組合法第六十九条において準用する会同組合法第五十六条の二第二項の規定又は準 条の六第五項において準用する中小企業等協 項、第六十三条の五第七項若しくは第六十三規定、準用協同組合法第六十三条の四第五 を怠り、又は不正の公告をしたとき。 社法第四百九十九条第一項の規定による公告 準用協同組合法第五十六条の二第二項

十二 準用協同組合法第三十六条の三第三項に

一十 準用協同組合法第五十七条の五の規定に 違反したとき。

一十一 準用協同組合法第五十八条第一項 一十二 準用協同組合法第六十一条の規定に違 二項の規定に違反したとき。 第四項まで又は第五十九条第一項若しくは第 から

目的としてこれを受けたとき。 反して、組合員の持分を取得し、 又は質権

用する会社法第四百八十四条第一項の規定に一十三 準用協同組合法第六十九条において準 き 違反して、破産手続開始の申立てを怠つたと

一十四 清算の結了を遅延させる目的で、準用 法第四百九十九条第一項の期間を不当に定め 協同組合法第六十九条において準用する会社 たとき

一十五 準用協同組合法第六十九条において準 用する会社法第五百条第一項の規定に違反し て債務の弁済をしたとき

十七 用する会社法第五百二条の規定に違反して組 一十六 準用協同組合法第六十九条において準 合の財産を分配したとき。 準用協同組合法第百五条の二第一項

協同組合法第三十六条の三第三項において準 会社法第九百七十六条に規定する者が、準 の書面を提出したとき 規定に違反して、書面を提出せず、 又は虚偽

組合法第三十六条の三第五項において準用する会社法第三百八十一条第三項又は準用協同 会社法第三百八十九条第五項の規定による調査 を妨げたときも、前項と同様とする。

は同条第三項において準用する会社法第八条第 項の規定に違反した者は、十万円以下の過料 第九条第二項の規定に違反した者又 1

2

則第三項及び第四項の規定は、公布の日から施 める。但し、第三十一条、第三十二条並びに附 て六箇月をこえない期間内において、政令で定 この法律の施行期日は、公布の日から起算し

則 (昭和三〇年八月二日法律第一二

号)

(施行の期日)

第一条 この法律は、 日を経過した日から施行する。 公布の日から起算して三十

(昭和三二年五月三一日法律第

箇月をこえない期間内において政令で定める日 から施行する。 正規定は、この法律の公布の日から起算して二 らの部分に係る部分並びに第三十六条に係る改 の四に係る部分、第三十五条の改正規定中これ 十四条の三に係る改正規定中第三条又は第三条 正規定、第三十三条の七、第三十四条及び第三 「法」という。)第三条から第六条までに係る改 この法律は、公布の日から施行する。ただ 輸出水産業の振興に関する法律(以下 5 4

- 4 この法律の施行(第一項本文の規定による施 程は、改正後の法第十九条第一項の規定による 法第十九条第一項の認可を受けて定めた調整規 届出をして設定したものとみなす。 行をいう。次項において同じ。)前に改正前の 6
- 条第一項の規定による命令とみなす。 規定により発した命令は、改正後の法第二十六 この法律の施行前に改正前の法第二十六条の
- 適用については、なお従前の例による。 この法律の施行前にした行為に対する罰則の

一八六号) 則 (昭和三二年一一月二五日法律第 9

(施行期日)

る法律(昭和三十二年法律第百八十五号)の施第一条 この法律は、中小企業団体の組織に関す 行の日から施行する。

則 (昭和三二年一一月二五日法律第

する。 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行

生じた効力を妨げない。 された申請に係る行政庁の不作為その他この法前にされた行政庁の処分、この法律の施行前に 律の施行前に生じた事項についても適用する。 特別の定めがある場合を除き、この法律の施行 ただし、この法律による改正前の規定によつて この法律による改正後の規定は、この附則に

3 前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分 「訴願等」という。)については、この法律の施 等についても、同様とする。 前に提起された訴願等につきこの法律の施行後 にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願 行後も、なお従前の例による。この法律の施行 請求、異議の申立てその他の不服申立て(以下 (以下「裁決等」という。) 又はこの法律の施行 この法律の施行前に提起された訴願、審査の

よる不服申立てとみなす。 外の法律の適用については、行政不服審査法に ができることとなる処分に係るものは、同法以 は行政不服審査法による不服申立てをすること 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後

る審査の請求、異議の申立てその他の不服申立 不服申立てをすることができない。 ての裁決等については、行政不服審査法による 第三項の規定によりこの法律の施行後にされ

8 この法律による改正前の規定により訴願等をす 間が定められていなかつたものについて、行政 適用については、なお従前の例による。 る期間は、この法律の施行の日から起算する。 不服審査法による不服申立てをすることができ ることができるものとされ、かつ、その提起期 この法律の施行前にした行為に対する罰則の

(昭和三八年七月九日法律第一二

律の施行の日から施行する。 この法律は、中小企業団体の組織に関する法

この法律の施行前にされた行政庁の処分で、

に関して必要な経過措置は、政令で定める。 前八項に定めるもののほか、この法律の施行

十九年四月一日)から施行する この法律は、商業登記法の施行の 日 昭 和!

(施行期日)

(昭和三七年九月一五日法律第

附 則

第一条 この法律は、 行する。 昭和四十年四月一日から施

(その他の法令の一部改正に伴う経過規定の原

は、別段の定めがあるものを除き、昭和四十年第五条 第二章の規定による改正後の法令の規定 度分の法人税については、なお従前の例によ所得税又は当該法人の同日前に終了した事業年法人税について適用し、昭和三十九年分以前の 分以後の所得税又はこれらの法令の規定に規定 する法人の施行日以後に終了する事業年度分の

(政令への委任)

第十五条 のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置7十五条 附則第一条から前条までに定めるもの は、政令で定める。

五号) 抄 (昭和五三年五月二三日法律第五

(施行期日等

この法律は、公布の日から施行する。 号 附 則 (昭和五三年七月五日法律第八七

(施行期日)

|第一条 この法律は、公布の日から施行する。 号) (昭和五五年六月九日法律第七九

(施行期日)

を超えない範囲内において政令で定める日から第一条 この法律は、公布の日から起算して三月 施行する。

号 附 則 (昭和五六年六月一日法律第六〇

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

号) 附 則 抄 (昭和五九年五月一六日法律第三

(施行期日)

を超えない範囲内において政令で定める日から第一条 この法律は、公布の日から起算して三月 施行する。

一〇九号) 則 (昭和六一 年一二月二六日法律第

(施行期日)

だし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該第一条 この法律は、公布の日から施行する。た 各号に定める日から施行する。

(昭和四〇年三月三一日法律第三

一から三まで 略 第三十二条の規定 公布の日から起算して

一月を経過した日

(その他の処分、申請等に係る経過措置

第六条 この法律(附則第一条各号に掲げる規 律の相当規定によりされた処分等の行為又は 法律の適用については、改正後のそれぞれの 律の施行の日以後における改正後のそれぞれ 措置に関する規定に定めるものを除き、この れの法律(これに基づく命令を含む。)の経 第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞ を行うべき者が異なることとなるものは、附則 施行の日においてこれらの行為に係る行政事務 いて「申請等の行為」という。)でこの法律のる許可等の申請その他の行為(以下この条にお 改正前のそれぞれの法律の規定によりされてい 行為」という。)又はこの法律の施行の際現に その他の行為(以下この条において「処分等 第八条において同じ。) の施行前に改正前のそ については、当該各規定。以下この条及び附 れぞれの法律の規定によりされた許可等の処

(罰則に関する経過措置)

請等の行為とみなす。

第八条 この法律の施行前にした行為及び附則第 前の例による。 た行為に対する罰則の適用については、なお従 される場合における第四条の規定の施行後にし 二条第一項の規定により従前の例によることと

則 (平成四年六月二六日法律第八七

号 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から 公布の日から起算して一年

三七号) 則 (平成七年一二月二〇日法律第一

(施行期日)

第一条 この法律は、 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から 公布の日から起算して一年

則 抄 (平成九年六月二〇日法律第九六

(施行期日)

第一条 この法律は、 を経過した日から施行する 公布の日 から起算して一月

第十六条 この法律の施行前にした行為並びに附 則第三条第一項及び第四条第一項の規定により (罰則に関する経過措置)

項の規定によりなお従前の例によることとされ 第五条、第六条、第七条第一項及び第八条第一 対する罰則の適用については、なお従前の例に る場合におけるこの法律の施行後にした行為に なお効力を有することとされる場合並びに附則

七号) 附 則 抄 (平成一一年七月一六日法律第八

(施行期日)

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当 :一条 この法律は、平成十二年四月一日 該各号に定める日から施行する。 「から施

係る部分を除く。)並びに第四百七十二条の(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に 百二条の規定 条、第百六十三条、第百六十四条並びに第二 百五十七条第四項から第六項まで、第百六十 項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第 分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第 条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部 規定(市町村の合併の特例に関する法律第六 九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項 。) に限る。)、第四十条中自然公園法附則第 定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分 十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四 に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定 (両議院の同意を得ることに係る部分に限る 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五 節名並びに二款及び款名を加える改正規 公布の日

の法律に規定するもののほか、この法律の施行第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれ の事務として処理するものとする。 又はこれに基づく政令により当該地方公共団体 は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律第百六十一条において「国等の事務」という。) 他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則 れに基づく政令により管理し又は執行する国、 前において、地方公共団体の機関が法律又はこ

(処分、申請等に関する経過措置)

第百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる 附則第百六十三条において同じ。) の施行前に の際現に改正前のそれぞれの法律の規定により 可等の処分その他の行為(以下この条において 改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許 規定については、当該各規定。以下この条及び 「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行

それぞれの法律の相当規定によりされた処分等 この法律の施行の日においてこれらの行為に係 の条において「申請等の行為」という。)で、 の行為又は申請等の行為とみなす。 除き、この法律の施行の日以後における改正後 む。) の経過措置に関する規定に定めるものを 後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含 のは、附則第二条から前条までの規定又は改正 る行政事務を行うべき者が異なることとなるも されている許可等の申請その他の行為(以下こ のそれぞれの法律の適用については、改正後の

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律 それぞれの法律の規定を適用する。 らない事項で、この法律の施行の日前にその手 報告、届出、提出その他の手続をしなければな の規定により国又は地方公共団体の機関に対し ないものとみなして、この法律による改正後の ればならない事項についてその手続がされてい 対して報告、届出、提出その他の手続をしなけ 規定により国又は地方公共団体の相当の機関に 続がされていないものについては、この法律及 (不服申立てに関する経過措置) ほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当 びこれに基づく政令に別段の定めがあるものの

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係 この条において「処分庁」という。)に施行日 る処分であって、当該処分をした行政庁(以下 前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以 行政庁は、施行目前に当該処分庁の上級行政庁 おいて、当該処分庁の上級行政庁とみなされる 行政不服審査法の規定を適用する。この場合に あったものについての同法による不服申立てに であった行政庁とする。 に引き続き上級行政庁があるものとみなして、 ついては、施行日以後においても、当該処分庁 下この条において「上級行政庁」という。)が

(国等の事務)

2 る行政庁が地方公共団体の機関であるときは、 当該機関が行政不服審査法の規定により処理す る。 ることとされる事務は、新地方自治法第二条第 九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす 前項の場合において、上級行政庁とみなされ

(手数料に関する経過措置)

第百六十二条 施行日前においてこの法律による 料については、この法律及びこれに基づく政令 含む。)の規定により納付すべきであった手数 改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を

に別段の定めがあるもののほ (罰則に関する経過措置) か、

|第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対 する罰則の適用については、なお従前の例によ

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、 関する経過措置を含む。)は、政令で定める。 この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に (その他の経過措置の政令への委任)

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及 第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号 移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて 財源の充実確保の方途について、経済情勢の推 え、適宜、適切な見直しを行うものとする。 び新地方自治法に基づく政令に示すものについともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及 国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税 きる限り新たに設けることのないようにすると び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、 ては、地方分権を推進する観点から検討を加 に規定する第一号法定受託事務については、で

必要な措置を講ずるものとする。 〇 二 号 則 (平成一一年七月一六日法律第一 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法 ら施行する。ただし、次の各号に掲げる規定 (平成十一年法律第八十八号) の施行の日 当該各号に定める日から施行する。 か

三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十一 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第略 条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において かかわらず、その日に満了する。 者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他 委員その他の職員である者(任期の定めのない 次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、 一から三十四まで 略 職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定に

第三十条 第二条から前条までに規定するものの 置は、別に法律で定める。 ほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措

一六〇号) 則 (平成一一年一二月二二日法律第

なお従前の例

第一条 この法律 (第二条及び第三条を除く。) は、平成十三年一月六日から施行する。ただ る日から施行する。 し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

第千三百四十四条の規定 及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正 する法律附則の改正規定に係る部分に限る。) 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質 -四条第二項、第千三百二十六条第二項及び 第千三百五条、第千三百六条、第千三百二 公布の日

施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して五月 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰 則の適用については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、 行する。 平成十四年八月一日から施

附 則

三十五 輸出水産業振興審議会 (別に定める経過措置)

一二六号) (平成一二年一一月二七日法律第

号 (平成一四年七月三日法律第七九

七号)抄 (平成一七年七月二六日法律第八

この法律は、会社法の施行の日から施行す

号) 附 則 抄 -成一八年六月二日法律第五〇

日から施行する。 この法律は、 般社団・財団法人法の施行の

五号) 則 抄 (平成一八年六月一五日法律第七

第一条 この法律は、 行する。 (施行期日 平成十九年四月一日から施

伴う経過措置) (輸出水産業の振興に関する法律の一部改正

第三十条 この法律の施行の際現に存する輸出水 輸出水産業法」という。)第二十条において準後の輸出水産業の振興に関する法律(以下「新 用する新協同組合法第三十五条第六項の規定 産業組合については、第三条の規定による改正

決算に関する通常総会の終了の時までは、適用 しない。 施行日以後最初に終了する事業年度に係る

第三十一条 この法律の施行の際現に存する輸出 終了前に在任するものの任期に関しては、この 法律の施行後も、なお従前の例による。 了する事業年度に係る決算に関する通常総会の 水産業組合の役員であって施行日以後最初に終

第三十二条 この法律の施行の際現に存する輸出 三の規定は、施行日以後最初に終了する事業年条において準用する新協同組合法第三十六条の 例による 適用し、当該通常総会の終了前は、 度に係る決算に関する通常総会の終了の時から 水産業組合については、新輸出水産業法第二十 なお従前の

第三十三条 この法律の施行の際現に存する輸出 時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の 条において準用する新協同組合法第三十六条の 従前の例による。 七第一項の規定は、施行日以後最初に終了する 水産業組合については、新輸出水産業法第二十

第三十五条 この法律の施行の際現に新輸出水産 行為に基づく損害賠償責任については、なお従法」という。)の規定による役員の施行日前の 産業の振興に関する法律(以下「旧輸出水産業 を経過する日までの間に当該運用に係る資産を るものに限る。)は、施行日から起算して三年 総数が同条に規定する政令で定める基準を超え の余裕金を運用する輸出水産業組合(組合員の 五十七条の五に規定する方法以外でその業務上 業法第二十条において準用する新協同組合法第 前の例による。

第五十三条 法又は新商店街組合法の相当規定によってした 他の行為は、それぞれ新協同組合法、新輸出入 店街組合法の規定によってした処分、手続その 水産業法、旧団体法、旧鉱工業組合法又は旧商 ものとみなす。 新輸出水産業法、新団体法、新鉱工業組合 旧協同組合法、旧輸出入法、旧輸出

(罰則に関する経過措置)

第五十四条 この法律の施行前にした行為及びこ される場合におけるこの法律の施行後にした行 の附則の規定によりなお従前の例によることと

> 例による。 為に対する罰則の適用については、なお従前の

(政令への委任)

第五十五条 附則第二条から第五十二条まで及び 前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴 い必要な経過措置は、政令で定める。

第五十六条 政府は、この法律の施行後五年を経 過した場合において、この法律の施行の状況に は、その結果に基づいて所要の措置を講ずるも のとする。 ついて検討を加え、必要があると認めるとき (検討)

四附号訓 則 抄 (平成二三年六月二四日法律第七

(施行期日)

|第一条 この法律は、公布の日から起算して二十 日を経過した日から施行する。

五号) 附 則 (平成二四年九月一二日法律第八

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日 施行する。 から

附 号) 則 (平成二六年六月二七日法律第九

第三十四条 第三条の規定による改正前の輸出水

施行の日から施行する。 この法律は、会社法の一部を改正する法律の

号) 附 則 (令和二年三月三一日法律第八

(施行期日)

|第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行 各号に定める日から施行する。 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該

一から四まで 略

五. 次に掲げる規定 令和四年四月一日

処分しなければならない。

(処分等の効力)

まで、 号) 第二百六十条の二第十六項の改正規定 規定に限る。)、第百四十三条、第百五十条 法律第六十九号)第三十二条第五項の改正 まで、第百三十九条(地価税法(平成三年 ら第十八条まで、第二十条から第三十七条 改正規定を除く。)並びに附則第十四条か 条第一項の改正規定(同項第一号に係る部 に限る。)、第百五十一条から第百五十六条 分を除く。)及び同法第五十四条第一項の (地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七 第三条の規定(同条中法人税法第五十二 第百五十九条から第百六十二条ま

> び第百六十七条の規定 に限る。)、第百六十四条、 百三十一号)第五十八条第一項の改正規定 の制限等に関する法律(平成十三年法律第 で、第百六十三条(銀行等の株式等の保有 第百六十五条及

(罰則に関する経過措置)

第百七十一条 この法律(附則第一条各号に掲 施行後にした行為に対する罰則の適用について る場合及びこの附則の規定によりなおその効力 則の規定によりなお従前の例によることとされ る規定にあっては、当該規定。以下この条にお を有することとされる場合におけるこの法律の いて同じ。)の施行前にした行為並びにこの附

で定める。 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令 (令和四年六月一七日法律第六八

(施行期日)

号

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施 該各号に定める日から施行する。

第五百九条の規定 公布の日

別表

まぐろ類かん詰(かつおかん詰を含む。) 冷凍めかじき 冷凍まぐろ類(冷凍かつおを含む。)

五四 さんまかん詰

いわし類かん詰

七六 魚類肝臓油

寒天 かにかん詰

九八 さけかん詰及びますかん詰

第百七十二条 この附則に規定するもののほか、 は、なお従前の例による。 (政令への委任)